

札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口業務に係る公募型企画競争（プロポーザル方式）の実施について、下記のとおり告示する。

令和 3 年（2021 年） 8 月 6 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 3 階

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課運営指導係 担当：三沢、田中

電話（011）211-2936 FAX（011）218-5181

メールアドレス：uneishidou@city.sapporo.jp

2 契約に関する事項

(1) 役務の名称

札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口業務

(2) 調達案件の内容

夜間休日電話相談受付、緊急受入先調整業務等の実施。詳細は札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口業務提案説明書（以下「提案説明書」という。）による。

(3) 履行期間

令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 契約に至るまでの流れ

公募型企画競争（プロポーザル方式）により行う。なお、応募方法及び提出書類の詳細等については、提案説明書による。

ア 企画競争参加意向申出書及び指定協議書の提出

イ 参加資格の確認

ウ 指定協議書等の精査・企画提案・ヒアリングの実施

エ 企画競争実施委員会による評価（最も評価が高い者を契約候補者として選定）

オ 契約候補者と協議のうえ、随意契約により契約を締結

3 参加資格

下記(1)から(5)までの要件をすべて満たすこと。

(1) 令和2年度以降において、障がい者に対する相談及び支援の実績があること。

(2) 指定協議書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること、又は下記ア～カのいずれにも該当しないこと。

ア 特別な理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ロ) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ハ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

(ニ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(ホ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(ヘ) (ア)から(ホ)までの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 審査基準日の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者

エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者

オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2

号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当する者

- (3) 事業協同組合等の組合が参加する場合には、当該組合の構成員が同時に参加していないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。

4 参加意向申出書及び指定協議書等の提出方法

上記1記載の契約担当部局へ、持参又は郵送により提出すること。

提出期限：令和3年8月27日（金）17時（必着）

5 提案説明書等の交付方法

令和3年8月6日（金）から札幌市公式ホームページにて公開する。

【公開ページのURL】

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keiyakujoho/kikakukyoso/kinkyunyusho.html>